

会 議 録					
行 田 市 教 育 委 員 会 令 和 8 年 第 6 回 5 月 定 例 会					
招集年月日	令和8年5月22日（金）		開会場所	行田市産業文化会館管理棟 2 A会議室	
開閉の時刻 及び宣言者	開会	5月22日（金）	午後 2時00分	教育長	渡 辺 充
	閉会	5月22日（金）	午後 2時20分	教育長	渡 辺 充
教育長	渡 辺 充	教育長職務代理者	鹿 山 高 彦	仮議長	
席次番号	出席の教育長 及び委員氏名	摘 要			
1	渡 辺 充				
2	鹿 山 高 彦	欠席			
3	大 竹 洋 平				
4	大 木 華 子				
5	田 口 路 子				
議 事 参 与 者			書 記		
副教育長		諸貫 忠秋	書 記 長		守 裕平
生涯学習部長兼参事		長島 浩司	書記次長		阪本 康秀
学校教育部長		嶋村 理彦	書記		上野恵美子
学校教育部次長		山崎 博司			
生涯学習部次長兼文化財保護課長		磯貝 和実			
生涯学習部次長兼図書館長					
兼視聴覚ライブラリー館長		松田 正			
生涯学習部次長兼郷土博物館長		鈴木紀三雄			
教育総務課長		守 裕平			
教育指導課長		大野 三佳			
学校給食センター所長		柿沼 誠			
教育支援センター所長		篠田 豊和			
生涯学習課長		近藤 隆洋			
スポーツ振興課長		伊藤 賀章			
教育文化センター所長兼中央公民館長		蓮沼 義典			
生涯学習部副参事		岡田 安弘			
学校教育部副参事		亀山 友宏			
学校教育部副参事		星野 俊介			

会議事件名		顛	末
会 議 の 進 行 状 況		教育長 会議の公開について諮る前に、傍聴人の確認を事務局にお願いする。	
		教育総務課長 本日、傍聴人は0名である。	
		教育長 本日は鹿山委員が欠席しているが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項に規定する定足数である過半数に達しているため、会議は成立していることを報告する。	
		本日の会議日程は議案4件である。議案第31号は市議会案件であることから会議は非公開、その他は公開としてよろしいか。	
		【全委員承認】	
		教育長 日程に先立ち、4月定例会の会議録について事務局に報告を求める。	
		書記次長 4月定例会会議録報告	
		教育長 何か意見等はあるか。	
		【全委員承認】	
	議案第32号 行田市立小・中学校の 学校医、学校歯科医及 び学校薬剤師の公務災 害補償に関する条例施 行規則の一部を改正す る規則について	教育長提案、書記次長議案朗読 教育総務課長 本案は、刑法等の一部を改正する法律の施行により、懲役及び禁錮が廃止され、これに代えて拘禁刑が創設されることとなったことに伴い、所要の改正を行うものである。 そのため、規則第6条第1号中の「懲役、禁錮」を「拘禁刑」改め	

	議案第 3 3 号 行田市就学支援委員会 委員の委嘱について 議案第 3 4 号 令和 8 年度障害のある 児童生徒の就学に関する 諮問について	るものである。 教育長 何か意見等はあるか。 【全委員承認】 教育長提案、書記次長議案朗読 教育指導課長 第 3 3 号議案について、行田市就学支援委員会委員の委嘱は、令和 7 年度に委嘱をし、委嘱の期間は、令和 9 年 5 月 3 1 日までの 2 年間である。 柿沼隆太教諭氏については、今年度より通級指導教室の担当となったため、前任者の残任期間として委嘱するものである。 次に、第 3 4 号議案は、行田市就学支援委員会条例第 2 条の規定により、令和 8 年度障害のある児童生徒の就学について、行田市就学支援委員会に諮問するものである。 行田市就学支援委員会では、それぞれの児童生徒が、どのような支援が必要かを審議していただき、後日、答申をいただくものである。 教育長 何か意見等はあるか。 大木委員 委員についてだが、保健師は、乳児の時から検診などを通して子どもたちの状況を把握している。委員に保健師を加えるのはどうか。 教育指導課長 様々な立場の人が、それぞれ詳しい分野について子どもたちの状況を把握していることから、委員改選の時には、検討してまいりたい。 【全委員承認】 教育長 これより非公開とする
--	---	---

	議案第 3 1 号 財産の取得について	教育長提案、書記次長議案朗読 教育総務課長 本案は、行田市立小中学校学習者用及び教職員等用タブレット端末一式の物品売買契約を締結するため、行田市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求めるものである。 はじめに、タブレット端末を購入する目的ですが、国では G I G A スクール構想として、児童生徒 1 人 1 台端末や高速大容量通信ネットワーク等の学校 I C T 環境の整備、活用によって、教育の質を向上させ、全ての子供たちの可能性を引き出す「個別最適な学び」と「協働的な学び」を実現することを推進している。 本市は、令和 2 年度にタブレット端末を整備したが、現在、耐用年数の 5 年を超えて使用していることから、新たな端末に更新しようとするものである。 次に、購入する財産の品名ですが、行田市立小中学校学習者用及び教職員等用タブレット端末一式、数量は 5, 7 6 0 台、契約の方法は随意契約、金額は消費税を含めて 2 億 7, 4 0 3 万 2 千円となってる。 契約の相手方は、埼玉県さいたま市北区宮原町 2 丁目 4 5 番地 1、リコージャパン株式会社デジタルサービス営業本部埼玉支社公共文教営業部部長である。 今回購入しようとするタブレット端末は、現在使用している端末と同じ dynabook 社製であるが、OS はマイクロソフト社が提供する Windows から Google 社が提供する Chrome に変更している。OS を変更した理由としては、2 つの OS を比較した結果、Chrome の方が動作の快適性に優れており、授業への活用がしやすいものと判断したためである。 次に、取得台数の内訳になるが、学習者用として小学校分が 3, 3 8 4 台、中学校分が 1, 9 8 9 台の計 5, 3 7 3 台、教職員用として小学校分が 2 2 5 台、中学校分が 1 5 9 台の計 3 8 4 台、教育委員会用として 3 台の合計 5, 7 6 0 台となっている。 納入場所は、市内小中学校 2 0 校及び教育委員会事務局の計 2 1 箇所、納入期限は令和 8 年 1 0 月 3 1 日である。 学習者用タブレット端末の調達については、文部科学省の示す「G I G A スクール構想の実現学習者用コンピュータの調達等ガイドライン」において、原則として都道府県の共同調達によるものとなっている。本市においても県内市町村が端末を共同で調達するために設置
--	--------------------------------	---

		した「埼玉県共同調達会議」に参加した。「埼玉県共同調達会議」が令和８年４月１日に一般競争入札を実施し、その結果、リコージャパン株式会社デジタルサービス営業本部が落札したことから、同社と地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号に基づき、特命随意契約を締結しようとするものである。 なお、教職員等用端末については、共同調達の対象ではないが、学習者用タブレット端末を運用するうえで、同社から同時期に同規格の端末を調達する必要があることから、同じく地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号に基づき、同社と特命随意契約を締結しようとするものである。 物品売買仮契約書であるが、学習者用及び教職員等用を合わせた内容である。 教育長 何か意見等はあるか。 大木委員 現在のタブレット端末はリースであるが、今回は購入ということか。 教育総務課長 国の補助金は、リース部分が対象にならない。そのため、今回は、購入とした。 【全委員承認】 教育長 以上で本日の定例会を閉会とする。
--	--	--

そ の 他 特 に 重 要 と 認 め る 事 項	
1 次回定例会開催予定日	令和8年6月25日（木） 午後2時00分 行田市産業文化会館管理棟 2A会議室

以上、顛末を記載して、その発言内容に相違がないことを証するため、ここに署名する。

教 育 長

委 員

委 員